

平成 20 年 6 月

太宰府市議会環境厚生常任委員会  
会議録

平成 20 年 6 月 2 日

福岡県太宰府市議会

1 議事日程

〔平成20年太宰府市議会第2回（6月）定例会 環境厚生常任委員会〕

平成20年6月2日

午後1時

於 全員協議会室

日程第1 議案第51号 住居表示に伴う町の区域の設定について

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	中林宗樹	議員	副委員長	安部陽	議員
委員	不老光幸	議員	委員	安部啓治	議員
〃	藤井雅之	議員	〃	原田久美子	議員

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（10名）

市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	松永栄人
市民課長	木村和美	環境課長	蜷川二三雄
人権政策課長	津田秀司	福祉課長	宮原仁
高齢者支援課長	古野洋敏	国保年金課長	木村裕子
子育て支援課長	花田正信	保健センター所長	和田敏信

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	白石純一
議事課長	田中利雄
書記	浅井武

開会 午後 1時02分

~~~~~

委員長（中林宗樹委員） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席委員数は6名です。

定足数に達しておりますので、ただ今から環境厚生常任委員会を開会いたします。

日程はお手元に配付しているとおりです。

それでは、ただちに議案の審査に入ります。

~~~~~

日程第1 議案第51号 住居表示に伴う町の区域の設定について

委員長（中林宗樹委員） 日程第1、議案第51号「住居表示に伴う町の区域の設定について」を議題といたします。

本案は、本日の本会議において、当委員会に付託された案件です。

なお、本案については「変更の請求」が提出されており、公聴会を開催する必要がありますので、その辺を念頭においてご審議をお願いいたします。

それでは、公聴会の開催が必要な理由も含め、本案についての詳細な説明を求めます。

市民課長。

市民課長（木村和美） それでは、議案第51号、住居表示に伴う町の区域の設定につきまして補足説明をいたします。

本日本会議におきまして、市長からご提案申しあげましたように、今回の提案は本年3月議会におきまして、大字向佐野、大字吉松の各一部の地域の住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について議決をいただいておりますので、その後の法的手続きを経て引き続き住居表示実施基準要綱等の規定に準拠し、町界、町名の変更案をお願いするものでございます。

なお、本案につきましては、住居表示に関する法律第5条の2第2項の規定に基づき、名称変更案に対する名称の変更請求書の提出がありましたので、同条第5項の規定によりまして関係書類を添付しているところでございます。

また、審議に際しましては同条第6項の規定により、あらかじめ公聴会を開催し、区域内に住所を所有する者から意見を聴いた後でなければ議案の議決をすることができないと定められておりますので、併せてよろしくご審議をお願いいたします。以上でございます。

委員長（中林宗樹委員） 説明を終わりました。

ここで、公聴会開催までの日程等について、事務局から説明をお願いします。

議事課長。

議事課長（田中利雄） 配付しています資料1をご覧ください。

日程案でございますが、本日の委員会で公聴会開催日程等の承認をいただきましたら、本日中に議長に公聴会開催要請をいたしまして、議長の承認を得た後、議長名で公聴会開催の公示を行います。

早速本日6月2日から17日まで、市庁舎の掲示板に公示しますと共に、吉松区、向佐野区の両関係区長さんや市のホームページを通して区域内の住民の方に対しまして、公聴会開催の周知を図ります。併せて、本日から11日まで公聴会公述人の公募をいたします。

次に6月12日午前10時から環境厚生常任委員会を再開し、公述人の人数、公述時間、公聴会の進め方等を協議いただき、11日までに公述人の申し出をされた方の中から、公述人を決定し議長名で通知いたします。

次に6月18日午前10時から公聴会を開催し、公述人の方々からご意見を聴きまして、同日、公聴会終了後に再度委員会を開き公聴会での意見を参考に審査、委員会採決となり、20日の本会議最終日に委員長報告となります。

以上が、これからの日程案及び手続きでございます。

本公聴会は、議会の責任において開催いたします。事件内容については、「住居表示に伴う町の区域の設定について」で、場所は全員協議会室にて実施したいと思います。公述人の申し出方法は、「公聴会の公述人申出書」に住所、氏名、年齢、連絡先、本件に対する賛否、意見を述べようとする理由を明記し郵送又は持参にて提出していただきます。

資料2でございますが、関係区域内の住民の方への周知のために、「お知らせ文書」と「公述人申出書」が表・裏で1枚になったものを、議長名で区長さん宛に戸別配付依頼をいたします。

また「公聴会の開催のお知らせ」及び「公述人の公募」につきましては、市ホームページでも公開いたします。「公述人の申し出書」の用紙はホームページからも印刷できるようにいたします。

以上でございます。

委員長（中林宗樹委員） 以上のとおりです。

これより質疑に移ります。質疑はありますか。

安部啓治委員。

委員（安部啓治委員） 資料1の公聴会開催の公示ですが、これは日程的な規約とかはあるのですか。

何日間おかなければならないとか。それを満たしているかどうか。

委員長（中林宗樹委員） 議事課長。

議事課長（田中利雄） 公示に関しては、特に規定はありません。

委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員。

委員（安部啓治委員） 資料2の申出書の年齢ですが、有権者ということで生年月日でなくていいのか、その判断をお願いします。

委員長（中林宗樹委員） 議事課長。

議事課長（田中利雄） 年齢につきましては従前の例により記入していただくことにしておりますが、最終的には申出人があった分につきましては、選挙管理委員会に問い合わせをいたしまして、選挙人名簿に記載されているかどうかの確認をいたします。

委員長（中林宗樹委員） 副委員長。

副委員長（安部 陽委員） 公述人の賛成人、反対人は同数でなければならないと思いますが、何人ぐらいを予定しているのか。

委員長（中林宗樹委員） 議事課長。

議事課長（田中利雄） 前は平成3年に行われておりますが、賛成人、反対人はそれぞれ3名で行われております。先ほど申したように、次の委員会において人数等は決めていただければ結構だろうというふうに思います。

委員長（中林宗樹委員） 公述人の人数等については、12日の委員会において決めますので、今日は募集をするということで行きたいと思っております。

委員長（中林宗樹委員） 副委員長。

副委員長（安部 陽委員） 反対の方は71人からおられたから、これは反対人はすぐに出てくると思うのですよね。しかし賛成人はなかなか出てこないのではと思っておりますが、どういうふうにお考えですか。

委員長（中林宗樹委員） 議事課長。

議事課長（田中利雄） 賛成人、反対人それぞれ出ただけのものという形で進めております。

委員長（中林宗樹委員） これで、質疑を終わります。

本案は、執行部の説明のとおり公聴会を開催しなければなりません。

そこで、お諮りします。

ただ今事務局より説明がありました日程案のとおり公聴会を開催することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおりに決定しました。

なお、委員会採決については、公聴会終了後の本委員会において審査をし、その後に行いますのでよろしく願います。

それでは、本議案を審査するにあたり、委員会として現地の状況を確認しておく必要があると思っております。

ただ今から委員会を暫時休憩し、現地調査を行います。

~~~~~

暫時休憩 午後 1時13分

~~~~~

再開 午後 2時15分

委員長（中林宗樹委員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

~~~~~

委員長（中林宗樹委員） ただ今の現地視察で委員の皆様から質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） なければこれもちまして、本日の委員会は終了いたします。

~~~~~

閉会 午後 2時16分

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

平成20年6月12日

環境厚生常任委員会 委員長 中 林 宗 樹